

入札（見積）執行調書

事業年度	27	工事名	細田・大壇線光ケーブル移設工事		
工事番号	総第33号	事項		契約	平成28年3月28日
入札執行年月日	平成28年3月28日	発注方法	随意契約	着工	平成28年3月29日
審議番号				完成	平成28年3月31日
路線・河川名				予定価格(税抜)	2,028,000 円
工事箇所・自	大玉村玉井字大壇地内				
工事箇所・至					
設計概要	光ケーブル移設工事一式(道路改良工事に伴う電柱移設による添架施設の移設工事)				
業者コード	指名理由	落札者の住所			
業者名		入札額及び再入札額(単位:円)	落札額(契約額)		
	7	福島県福島市山下町5番10号			
		(1) 1,893,000	落札	1,893,000	(2,044,440)
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			
		(1)			

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 指名理由、随意契約とする理由については、裏面のとおり。

様式第3号(裏面)

指名理由

番号	表示項目	選 定 理 由
1	特殊工法	工法が特殊であるため、特殊な設備又は技術を存する者として選定した
2	緊急工事	災害応急工事等緊急を有する工事なので選定した
3	災害復旧工事 (範囲外対応)	応急工事以外の災害復旧工事で、入札参加可能範囲外から選定した
4	特別事情による業者不足 (範囲外対応)	特別の事情により、指名対象業者の所在地が限定され、その地域内に入札参加可能範囲内の業者が不足又はいないので、入札参加可能範囲外から選定した
5	当該建築物関連業者	建築物に係る補修工事(附帯する設備工事を含む)で、当該建築物の施工等に関連のある業者なので選定した
6	一般的工事	一般的な工事なので、前記1～5までに該当する者以外の者を選定した
⑦	単独随意契約	単独随意契約の相手方として選定した
8	新規事業	新規事業であるが、施工能力があると認めたため選定した
9	その他	

随意契約とする理由

番号	表示項目	選 定 理 由
①	特殊工事	特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事
2	緊急工事	災害又は施設等の緊急復旧等、緊急に施工が必要な工事
3	継続工事	前工事に引き続き施工される工事で、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
4	他発注者との交錯工事	他の発注者の施工中の工事と交錯する工事で、当該施工者に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
5	その他	上記工事にあてはまらない工事 ( )

※ 様式第3については、表面が入札(見積)執行調書、裏面が指名理由、随意契約とする理由書として両面刷りで使用することとする。